

発電設備系統連系サービス実施要綱 (高 圧)

令和2年4月1日 実施

東北電力ネットワーク株式会社

発電設備系統連系サービス実施要綱 (高 圧)

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 実施要綱の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	1
5 実施細目	2

II 契約の申込み

6 連系契約の申込み	3
7 連系契約の成立および契約期間	3
8 発電場所	4
9 連系契約の単位	4
10 連系サービスの開始	4
11 電気方式, 電圧および周波数	4
12 技術要件等の遵守	4
13 連系契約書の作成	4

III 料 金

14 料 金	5
15 料金の適用開始の時期	5
16 料金の算定期間	5
17 料金の算定	6
18 支払義務の発生および支払期日	6
19 料金その他の支払方法	6
20 保 証 金	7

IV 連系サービス

21 発電場所への立入りによる業務の実施	8
----------------------	---

22	連系サービスにともなうお客さまの協力	8
23	連系サービスの停止	8
24	連系サービス停止の解除	9
25	停止期間中の料金の算定	9
26	違約金	9
27	連系サービスの中止	9
28	連系サービスの中止にともなう料金割引	9
29	損害賠償の免責	10
30	設備の賠償	10
V 契約の変更および終了		
31	連系契約の変更	12
32	連系契約の廃止	12
33	連系契約の解約	12
34	連系契約消滅後の債権債務関係	12
VI 工事費の負担		
35	工事費負担金	13
36	工事費負担金の申受けおよび精算	13
VII 保 安		
37	保安等に対するお客さまの協力	14
VIII そ の 他		
38	発電設備による他の電気の需給	15
39	そ の 他	15
附	則	16

I 総 則

1 適 用

お客さまが発電設備を設置し、発電された電気の全部または一部を自ら使用し、もしくはこれに準ずる場合、または電気事業法第 27 条の 31 の規定にもとづく特定供給を行なう場合で、その発電設備を当社が維持および運用する高圧電線路に電氣的に接続することを希望されるときは、料金その他の連系条件は、この発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）（以下「この実施要綱」といいます。）によります。

2 実施要綱の変更

- (1) 当社は、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、料金その他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この実施要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）によります。

3 定 義

次の言葉は、この実施要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧
原則として標準電圧 6,000 ボルトの電圧をいいます。
- (2) 連 系
発電設備を当社が維持および運用する電線路に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。
- (3) 連 系 地 点
発電設備を含むお客さまの電気設備と当社の電線路または引込線との接続点をいいます。
- (4) 解 列
発電設備を当社が維持および運用する電線路から電氣的に切り離すことをいいます。
- (5) アンシラリーサービス
連系契約にともない、当社が行なう周波数維持等に係るサービスをいいます。
- (6) 発 電 場 所
お客さまが、連系契約の対象となる発電設備により発電を行なう場所をいいます。

4 単位および端数処理

この実施要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) アンシラリーサービス契約容量および発電設備の個々の定格出力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この実施要綱の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めま
す。

Ⅱ 契約の申込み

6 連系契約の申込み

- (1) お客さまが新たに発電設備の連系契約を希望される場合（お客さまの発電設備の更新または譲渡等の場合を含みます。）は、あらかじめこの実施要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、連系されるすべての発電設備を連系契約の対象といたします。

イ 発電場所および連系地点

ロ 連系を希望されるすべての発電設備の型式、製造番号、製造年月日、発電方式、定格出力、用途および系統安定上必要な仕様

ハ 連系地点における電圧

ニ 発電場所内の負荷設備および受電設備

ホ 当社との電気需給契約その他連系契約以外の契約の内容

ヘ 連系開始希望日

ト 連絡体制

チ その他必要な事項

- (2) お客さまが、連系契約の対象となる発電設備の一部を使用し、小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供する電気を発電される場合、またはお客さまが託送供給に係る電気の供給を受ける場合は、(1)の事項およびお客さまに係る当社との接続供給契約または発電量調整供給契約の内容を明らかにして、申込みをしていただきます。この場合には、当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この実施要綱の取扱いをいたします。

- (3) 当社は、お客さまの連系契約の申込み内容および当社の供給設備の状況等について検討を行ない、承諾の可否についてお客さまにお知らせいたします。

なお、お客さまが連系契約の対象となる発電設備により小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは自己等への電気の供給の用に供する電気の発電を希望される場合または当社との電力受給契約を希望される場合には、連系に係る検討に要する費用は、託送供給等約款等に定めるところによるものといたします。

7 連系契約の成立および契約期間

- (1) 連系契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、連系契約が成立した日から、原則として連系サービス開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって連系契約の消滅または変更がない場合は、連系契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 発電場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1発電場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1発電場所といたします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に立ち入り出来ない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1発電場所とすることがあります。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地 ((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。) において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所といたします。

9 連系契約の単位

当社は、1発電場所につき1連系契約を結びます。

10 連系サービスの開始

(1) 当社は、お客さまの連系契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ連系開始日を定め、連系準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに連系サービスを開始いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた連系開始日に連系サービスを開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、連系開始日を定めて連系サービスを開始いたします。

11 電気方式、電圧および周波数

連系地点における電気方式および電圧は、交流3相3線式高圧とし、周波数は、特別の事情がない限り、標準周波数50ヘルツといたします。

12 技術要件等の遵守

連系にあたっては、法令で定める技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、当社が別に定める系統連系技術要件を遵守していただきます。

13 連系契約書の作成

連系の開始前に、連系に関する必要な事項について、連系契約書を作成いたします。

Ⅲ 料 金

14 料 金

(1) 料金は、1月につき次に定めるアンシラリーサービス料といたします。

アンシラリーサービス契約容量1キロワットにつき	71円50銭
-------------------------	--------

(2) アンシラリーサービス契約容量は、特別の事情がない限り、連系契約の対象となる発電設備の個々の定格出力の合計値から次のイ、ロ、ハまたはニに定める値を基準としてお客さまと当社との協議により決定した値を差し引いた値といたします。

イ 電気需給契約または接続供給契約により、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けている場合は、その契約電力のうち連系された発電設備に係る部分

ロ 当社との接続供給契約により、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電している場合は、その受電電力

ハ 当社との発電量調整供給契約により、小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電している場合は、その受電電力

ニ 当社と電力受給契約を締結している場合は、その受電電力

15 料金の適用開始の時期

料金は、連系準備着手前に連系延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって連系サービスが開始されない場合を除き、原則として連系契約書に記載された連系サービス開始日から適用いたします。

16 料金の算定期間

(1) お客さまが、当社と電気需給契約を締結している場合には、料金の算定期間は、次のとおりといたします。

イ 当該需給契約における前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、連系サービスを開始し、または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は、連系サービス開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに当該需給契約における計量日をお知らせしたときは、料金の算定期間は、イにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、連系サービスを開始し、または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は、連系サービス開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) (1)以外の場合には、料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、連系サービスを開始し、または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は、連系サー

ビス開始日から開始日の属する月の末日までの期間または消滅日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 連系サービスを開始し、再開し、もしくは停止し、または連系契約が消滅した場合
 - ロ アンシラリーサービス契約容量に変更があった場合
- ハ 16（料金の算定期間）(1)イの場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- ニ 16（料金の算定期間）(1)ロの場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) (1)イまたはロに該当する場合は、次の算式によりアンシラリーサービス料を算定いたします。ただし、16（料金の算定期間）(1)ロの場合は、検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

また、(1)ハまたはニに該当する場合は、次の算式によりアンシラリーサービス料を算定いたします。

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- (3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
- また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

18 支払義務の発生および支払期日

- (1) 16（料金の算定期間）(1)の場合は、お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生いたします。ただし、連系契約が消滅した場合の料金の支払義務は、連系契約の消滅日に発生するものといたします。
- (2) 16（料金の算定期間）(2)の場合は、お客さまの料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、連系契約が消滅した場合の料金の支払義務は、連系契約の消滅日に発生するものといたします。
- (3) お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

19 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等

を通じて次により支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、当社は、年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

20 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、連系サービスの開始もしくは再開に先だって、または連系サービス継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに発電設備を連系し、またはアンシラリーサービス契約容量を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の連系契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 保証金の預かり期間は、2 年以内といたします。

(3) 当社は、連系契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金について利息を付しません。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても連系契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

IV 連 系 サ ー ビ ス

21 発電場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 連系地点に至るまでの当社の供給設備または発電場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 37（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な連系の防止等に必要なお客さまの発電設備またはその他電気工作物の確認または検査
- (4) 23（連系サービスの停止）または32（連系契約の廃止）(1)により必要な処置
- (5) その他この実施要綱によって、連系契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

22 連系サービスにともなうお客さまの協力

お客さまの発電設備の連系が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置をその発電場所内に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社の供給設備を変更いたします。

23 連系サービスの停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

なお、この場合には、連系サービス停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の連系契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合

ハ この実施要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

イ 連系された発電設備の更新について申込みをなされない等、料金の支払いを不正に免れた場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に連系された場合

ハ 当社との電気需給契約、接続供給契約または発電量調整供給契約により電気の供給、接続

供給または発電量調整供給を停止する場合

ニ 21（発電場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 22（連系サービスにともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) お客さまがその他この実施要綱に反した場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

(4) (1)から(3)によって連系サービスを停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、連系サービス停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

24 連系サービス停止の解除

23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに連系サービスを再開いたします。

25 停止期間中の料金の算定

23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合には、その停止期間中については、17（料金の算定）(2)により日割計算をして、料金を算定いたします。

26 違約金

(1) お客さまが、23（連系サービスの停止）(2)イまたはロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この実施要綱に定められた連系条件にもとづいて算定された金額と、不正な連系方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に連系した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

27 連系サービスの中止

(1) 当社は、次の場合には、お客さまの発電設備を解列し連系サービスを中止することがあります。

イ 当社との電気需給契約、接続供給契約または発電量調整供給契約により電気の供給、接続供給または発電量調整供給を中止する場合

ロ 保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

28 連系サービスの中止にともなう料金割引

(1) 当社は、27（連系サービスの中止）(1)によって、連系サービスを中止した場合には、次の割

引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。また、保安上の理由等により、お客さまが自主的に解列した場合についても割引いたしません。

イ アンシラリーサービス契約容量が 500 キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

アンシラリーサービス料といたします。ただし、17 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月のアンシラリーサービス料といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上中止した日を 1 日として計算いたします。

ロ アンシラリーサービス契約容量が 500 キロワット以上の場合

(イ) 割引の対象

アンシラリーサービス料といたします。ただし、17 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月のアンシラリーサービス料といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(ハ) 中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による中止の時間といたします。

29 損害賠償の免責

- (1) 10 (連系サービスの開始) (2)によって連系開始日を変更した場合または 27 (連系サービスの中止) (1)によって連系サービスを中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 23 (連系サービスの停止) によって連系サービスを停止した場合または 33 (連系契約の解約) によって連系契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

30 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その発電場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の

設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能な場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

V 契約の変更および終了

31 連系契約の変更

お客さまが発電設備の更新等にもない連系契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに連系契約を希望される場合に準ずるものといたします。

32 連系契約の廃止

(1) お客さまが連系契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、連系サービスを終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 連系契約は、33（連系契約の解約）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に連系契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により連系サービスを終了させるための処置ができない場合は、連系契約は連系サービスを終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

33 連系契約の解約

23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、当該連系契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

34 連系契約消滅後の債権債務関係

連系契約期間中の料金その他の債権債務は、連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 工事費の負担

35 工事費負担金

発電設備の連系または連系契約の変更にともない当社の供給設備を新たに施設または変更する場合は、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。この場合には、工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り等の合計額といたします。

なお、お客さまが当社と電気需給契約もしくは電力受給契約を締結している場合または当社との接続供給契約もしくは発電量調整供給契約に属している場合は、その契約の定めるところによるものといたします。

36 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

Ⅶ 保 安

37 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、連系地点に至る当社の供給設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

Ⅷ そ の 他

38 発電設備による他の電気の需給

お客さまが、連系された発電設備により接続供給または発電量調整供給等を希望される場合には、当社の託送供給等約款その他の取扱いにより別途契約を結びます。

39 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから、連系された発電設備の発電電力量等を提出していただきます。
- (2) 当社は、必要に応じてお客さまから、年度末までに翌年度の発電設備の運転計画を提出していただきます。
- (3) この実施要綱に定めのない事項またはこの実施要綱により難しい特別な事項については、お客さまと当社との協議によって定めます。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和2年4月1日から実施いたします。

2 料金についての特別措置

- (1) お客さまが平成17年3月31日まで連系された発電設備については、当該発電設備を更新されない限り、本則の規定にかかわらず、当分の間、アンシラリーサービス料を申し受けません。
- (2) 太陽光発電設備および風力発電設備については、当分の間、アンシラリーサービス料を申し受けません。
- (3) 連系契約の対象となる発電設備のうち、(1)または(2)に該当する発電設備がある場合のアンシラリーサービス契約容量は、次の算式により算定いたします。

$$\text{アンシラリーサービス契約容量} = A - B - C \times \frac{A - B}{A}$$

A=14（料金）(2)によって算定された発電設備の定格出力の合計値

B=(1)または(2)に該当する発電設備の定格出力の合計値

C=14（料金）(2)イ、ロ、ハまたはニによって差し引かれる値の合計値